

令和２年度 第２回 行政改革推進委員会議事録（概要）

日 時	令和２年８月２４日（月）	１４：００～１５：３０
場 所	南島原市役所 西有家庁舎３階 Ａ・Ｂ会議室	
出席者	委 員	隈部 太洋、松本 昌睦、隈部 恵、松崎博文 梶原 正興、小玉 康代、長池 真人、相良 哲春
	市	松本市長、川島総務部長
事務局	財政課：米田財政課長、隈部政策班長、今利	

発言者	発 言 内 容
事務局	ただ今から、令和２年度第２回行政改革推進委員会を開催する。 それでは、市長がご挨拶を申し上げます。
市長	<あいさつ>
市長	<諮問> ※公務都合により挨拶後退席
事務局	それでは、議事に移る。 会議の議長については、「南島原市行政改革推進委員会条例」の第５条に、「会長が議長となる。」と定められているので、隈部会長にご挨拶と、議事の進行をお願いする。
会長	議事の進行がスムーズにいくよう、皆さまのご協力をお願いする。 それでは、第４次行政改革大綱における「これまでの行政改革の取組」についてを議題とする。 事務局に説明を求める。
事務局	<議題（１）の説明>
会長	事務局からの説明が終了した。 皆さん、第４次行政改革大綱における「これまでの行政改革の取組」について、「ご意見」や「不明な点」などあれば、挙手をお願いする。
委員	３ページの職員の定員化適正化計画の進捗状況について、第２次定員化適正化計画では、退職者の２／３を採用することで抑制していると思うが、第２次定員化適正化計画の計画期間はいつからいつまでか。
財政班員	計画期間は、平成２８年４月１日から平成３８年４月１日までの１０年間となっている。

委員	平成３８年までとは、令和何年までとなるか。
財政班員	令和８年までとなる。
委員	退職者の２／３を採用することで、職員数の増加を抑制していると思うが、第２次定員適正化計画が終了した場合、第３次はあるのか。基本的に、継続して職員数の削減を図っていくのか。その方向性は、現在どのように考えているのか。申し上げたいのは、行革の重要な目的は、人件費の削減であると認識している。しかしながら、職員数が減少する一方で業務量が増加しているという問題点がある。私たち市民が懸念しているのは、市民サービスが低下しないような行革を全うしてほしいというのが、第一の希望。本質となる質問だが、どこまで減少させるつもりなのか。やはり、必要最小限の職員数は必要だと思う。いくらＩＴを活用して、色々なシステムを統合して、職員の事務系を整理しても、やっぱり人間が一人減った分について見直すのは相当な事だと思う。これ以上減らすと市民サービスが低下し弊害が出るという見極めは、どのように行っているのか。
総務部長	ご意見にありました通り、定員適正化計画については、職員が減少しても仕事が減らない、仕事が減らない中でどうするのかという部分。基本的には、かなり厳しいところまで来ているのではないかと考えている。今おっしゃった通り、ＡＩやコンピューター等を使ってもどうしようもないところまで来ている。あとは、組織改革の中で、どのように人員の配置を行っていくのか。率直に申し上げると、今の支所のあり方などそういう部分で、どういう対応をしていくのかということになると思う。従いまして、職員の定員適正化については、これから減るのも、ある程度限られてくる人数ではないかと思われる。
委員	第２次定員適正化計画の１０年間で、ある程度必要最低限の人数まで来ているのではないかと思う。その人数よりも、さらに第３次で減らすということが必要なのかと疑問である。それを補うために、事務事業の見直しや、ＩＣＴを活用する等しても厳しいのではないか。その分、市民サービスに影響が出ると思う。当然退職者数というのは毎年分かっていると思うので、その分を加味して、方向性や定員適正化計画の終わりをある程度明確に決めたほうが良いのではないか。私としてはそこを一番心配している。
総務部長	基本的に定員については、これから減らしても市民のサービスにつながらないという事なので、目標を定めてやっていきたい。第３次や第４次があるのかということについてだが、当然人件費については、最終的に人件費を触れば数値的には何とかなる部分ではある。しかし、人件費を触れば市民サービスが低下していくという部分なので、十分に見極めながら定員適正化計画の遂行に向けて取り組んでいきたい。基本的に

	は、第2次が終わった時点で、数字的にはいっぱいいっぱいだと思う。これから、100人、150人減らすということは、今の支所がなくなることや衛生局の部分が減ることになれば考えられるが、今の中では厳しい状況である。退職者と新規採用者で、若干の減少は考えられるが、そのあたりで推移していくのではないかなと思う。
委員	必要最低限の人数を、将来を見ながら把握してほしいと思う。我々が懸念することは、市民サービスの低下なので、そこにつながらないような対策を講じてほしいと思う。
委員	資料1の1ページにある「電子自治体の推進」について、実際に市民に見える電子自治体の推進と、市民に見えない事務方の推進があると思うが、どういうものが推進されどういうものが定着したのか。
政策班長	第1次行政改革大綱の中に「電子自治体の推進」があるが、具体的な取組として、「公式ホームページの充実と積極的な情報発信」「電子決裁制度の導入」「国民健康保険事業におけるペーパーレス化の推進」「農地関係台帳の電子化及び関係台帳とのネットワーク構築」「農業経営改善計画の電子化」「市の行政情報に関する電子データの一元化」の6項目に取り組んだ経緯がある。その内半分は市民から申請を頂く際の電子化であり、それらの対外的な電子化と行政内部の電子決裁の推進を行った経緯がある。結果として、ホームページは継続して更新しているが、「市の行政情報に関する電子データの一元化」については、担当者レベルの協議で終了しており、実現に至っていない。その他は、概ね計画通りに進んだ結果となっている。
委員	これまでの取組の中に「電子自治体の推進」とあるが、第3次の計画の中では「電子自治体の推進」について、案に記載されていない。どのように考えているか。
政策班長	平成28年度からの第3次行政改革大綱について、当時の経緯を知らないが、行政内部の電子決裁が進み、市のホームページでの情報発信など一定の成果が得られたという前提で、電子化については行政改革大綱に載せていないのではないかなと思われる。現在の第3次行政改革大綱の中に、電子入札の部分について項目として記載しているが、明確に「電子自治体の推進」と項目を設けて進めている訳ではない。
委員	先ほど委員からもあったが、南島原市は範囲が広く、距離が長い。通常考えられる定員適正化で考えると、適正とされる人数はどうしても計算上少なくなるかもしれないが、実際はそうはいかない現状があるのではないかな。そういう場合に、「電子自治体の推進」という中で、市民の方々が利用しやすく、早く、間違いのない形で取り組めるものがあるのか。それを、行政が受けて、スピーディに、正確に、質問や申請に対して要望に応えることが出来る考え方をもてるのか。人的な問題も含め

	て、電子自治体のあり方について、考える必要がないのかと思い質問した。
財政課長	今は、窓口にお越しいただいて紙の申請書を出していただき、役所で受取、内容の確認後、パソコンへ入力するといった形となっている。今回の新型コロナウイルスの関係もあり、対策として接触する場を避けるという事で、国の方も今電子自治体を推進している。窓口に来なくても済むように、自宅のパソコンやスマートフォンから手続きができないかという部分で、全国の自治体の一部では、そういった手続きを設けているところもある。そういったところを参考にしながら、第4次行革大綱の取組の大きな柱の一つになるのではないかと考えている。また、委員からあった職員定数については、合併当初から減少している所であり、実務上これ以上減らすことは厳しい部分がある。そのため、手続きの中で紙に書いていただく、確認するといったことを電子自治体で行うことで、時間を短縮し、空いた時間でその他の時間をカバーするという考え方も国が示している。そう言った部分において、電子自治体の推進が今後大きな柱になるのではないかと考えている所。取組の内容については、今回の大綱に盛り込むといった考えである。
委員	マイナンバーカードが電子自治体を推進するうえで、非常に大きなベースになると思われるが、マイナンバーカード推進のスタンスが案には見えない。位置づけはどのようになっているのか。
財政課長	現時点では、南島原市独自のマイナンバーカードを利用した取組はない。全国の自治体や県内自治体では、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や証明書を取得できる、または各種公共施設の手続きに利用できるといった自治体もある。また、マイナンバーカードを持っている方が登録をすると、キャッシュレスのポイントが付くといった制度を国が行っており、普及活動に国も務めている。将来的には、保険証としても使えるという方向性が出ている所。市独自で行政の手続きが一つでも可能になれば、窓口に行かないでできる手続きとなるので、何か行政の中でできるものがないのか検討している状況。
委員	今コロナ対策が非常に問題視されている。特に南島原市は流出する人口が多いという事もあり、他市に比べて手続きを行おうとした時に、例えば、大阪に行ってマイナンバーカードで住民票が取得できるといったことになれば、リスクが減るという所で質問させていただいた。
委員	マイナンバーカードはどの程度普及しているのか。
総務部長	現在のマイナンバーカードの取得数は、パーセンテージで表すと、まだ一桁台だと思われる。今年から、各町の自治会を臨時職員が回り加入推進に取り組んでいる所。7、8月頃から各自治会に入っている。支所では作成ができるが、作成するメリットがない状態であるため、作

	成されない方が多い。今後、国民健康保険の保険証や医療関係の様々な情報をいれるといったことを国が考えているようなので、それまでには整備をしたい。各支所においては、来ていただければ、写真を撮ることができ、手続きが終われば1～2月で交付ができるシステムを作って啓発をしているが、実際カードの取得に至っていないという現状。財政課長から話が合ったように、今回マイナポータルの中で、ポイントを付与するという事業もあり、そのあたりで少しは皆さんも耳にされて、利便性があるため作成するといったことが、少しずつ出てくるのではないかと考えている。
委員	南島原市は、高齢者が多い土地柄であるため、高齢者に対する推進について懸念している。前回、光ケーブル開通についても質問したが、私は山の上の人間。自治会の中は高齢者ばかりで、子供はいないといった状況だが、そこまで光ケーブルがひくことが出来るのか。また、高齢者に対してはどのように推進していくのか。そのあたりをきっちりしていかなければならないと思うが、どのように考えているか。
総務部長	基本的には、南島原市は非常に長崎県の県庁から遠く、交通の便も悪い状態だが、情報過疎にはならないように、通信ネットワークについては、隅々まで整備をするという事で、今年から準備を進めている。来年度いっぱい令和4年3月までには、完全に整備ができるのではないかと考えている。そうなれば、南島原市内であれば、現在電話回線がある箇所については、申請があれば隅々までWi-Fiが届くようなシステムになるのではないと思う。お年寄り関連については、基本的に通信サービスができてもお年寄りの方々にはわからない面もある。そういう中で、支所の位置づけが重要なのだと思う。その場合、支所の職員が地元に出向いて説明することになるし、もう一つその間に絡むのが自治会だと思う。自治会が自治会長さんをはじめとして、お年寄りの方々がわからないことがあれば、説明をしていただいて、それでもわからなければ職員が出向いていろんな形で説明を行っていく。そういう意味でも、人員が減るといえるのはなかなか厳しいという所である。
委員	積立金残高が5年間で約50億円減少している。中でも、その他の基金は別として、財政調整基金と減債基金で約60億円減少している。これは、市の財政計画に従った上での保有額なのか。ずっと減少している中で、中期的な計画があると思うが、この保有額が適当なのか。または、本市において、基金の保有額について基準等何かあるのか。
財政課長	資料1の基金残高についてですが、財政規模に応じた指標というものは国から示されていない。なので、極端に言えば積立額はそれぞれの自治体で決定していいという事にはなる。但し、基金の中の財政調整基金については、国が自治体の残高を注視している。平成28年度から平成29年度にかけて、財政調整基金を減額しているが、この時期に国から財

	政調整基金が全国の自治体において多いということで、調査がかかった。実際に言うと、ほとんどが東京２３区の自治体が、余分に多く持っているというのが原因だが、１０年前と比べて財政調整基金が増えているという事で調査があった。そもそも財政調整基金は、年度間の調整をする基金。これが多すぎると、国に「余裕がある」と判断される可能性がある。そのため、国で財政調整基金が多すぎるので何とかならないかという議論が平成２８年度にあった。その際に、財政調整基金が県内の自治体でも多いところに、総務省から直接電話がかかってきて、多い理由等を調査された。そういうことで、平成２８年度から平成２９年度にかけて、違う基金に積んで良いという事もあって、財政調整基金ではなく、その他の基金に積替えを行ったという経緯がある。その後は、増やさずに利息を積み立てているという状況。減債基金についても、平成２７年度から減り続けているが、こちらについても財政調整基金ほどではないが、国から質問があった経緯がある。本市の場合、この減債基金は、市債の借金の繰上償還に充てるという事で財政計画を作り、残高があまり大きくなならないよう計画的に取崩しを行っている所であり、減債基金を毎年１０億近く取崩して、借金払いに充てている。これらの基金について、どの程度が適切かという指標がなく、それぞれの自治体の判断でという事になるため、その時々々の国や県、市の状況を判断しバランスを取りながら、積み立てをおこなっている。
委員	地域協働の推進が行政改革の取組の中にあるが、具体的にどういった取組があり、現在どういった協働推進がなされているのか。言葉では知っているが、現実的になかなか見えない。また、自主財源の確保の中のふるさと応援寄附の推進について、どこの自治体も頑張って自主財源の確保に向けて取り組んでいる。本市でも頑張って取り組んでいただき、喜ばしいことではあるが、資料３の引継意向の中で、有償のＰＲが難しくなったと書いてある。有償のＰＲはどういった内容で、今後はどのように考えなければならない状態にあるのか。
財政課長	地域協働の取組についてですが、行政だけでなく地元の方々の協力が必要であり、地元を良くしたいという方々のグループを支援することが重要と考え取組を行ってきたところ。現在の取組で言えば、女性のグループで南島原市の良いところを宣伝するために、手書きのようなマップを作り・配布して市の宣伝を行うというグループもある。口之津では、口之津港のターミナルが新しくなったことで、さらに活性化しようという地元のグループができ、地元の取組を地域活動として取り組まれて貢献されている。また、移住してきた方々が集まって、南島原市の良いところを宣伝していただいている。これらのような、地元の方々と行政が一緒になって取り組めることから、地域協働の推進に努めている所。こういった取組は、今後も行っていきたいと考えている。２点目のふるさと応援寄附についてだが、以前、全国の自治体で競争となった。商品券

	を出して何億も集められた自治体もあり、国と地方の裁判になった事例もある。昨年の４月に総務省が、返礼品を寄付額の３割以内、それに伴う事務的経費を２割以内、併せて５割以内に抑えるのが適当だと通知を出した。本市でも、それに基づいて５割以内にするよう努めてきたが、ぎりぎりのところで事務費の部分が若干超えてしまったこともあり、事務費が２０％に収まるように有償のＰＲとされる雑誌や広告について見直しを行っている。ふるさと応援寄附は、地元の特産品を記念品として贈ることで地元のためにもなり、寄付額の半分は翌年度自治体で使うことが出来る。返礼品で３割、翌年度は５割を使うことが出来るということで、寄附の８割が市内のために使うことが出来る貴重な財源となるので、どんどん確保していきたいが、制約が出来たのでその範囲の中で担当が頑張っている所。
会長	第３次集中改革プラン実績報告については、この辺で終了する。 次に、「第４次行政改革大綱の基本項目（方向性）と第３次集中改革プランからの引継ぎ項目について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
事務局	<議題（２）の説明>
会長	事務局からの説明が終了した。 皆さん、第４次行政改革大綱における基本項目の方向性と第３次集中改革プランからの引継ぎ項目について、「基本項目についてのご意見」や「第３次集中改革プランからの引継ぎ項目について不明な点やご意見」などあれば、挙手をお願いします。
委員	先ほどの回答の中でも引っかかっていたが、基本項目３に、職員一人当たりの業務量が増加するとある。また、職員の定員化適正化計画という表現になっており、定員化適正化計画が続いているという事は、職員が適正に配置されていないということか。第３次行政改革大綱の２ページに職員の定員化適正化計画の進捗状況とあるが、これはどう理解すべきなのか。４６６人を想定していたが、４６０人となり６人多く削減されたと記載されている。これは良いことだとみることが出来るのか。それとも、４６６人必要であったが、６人採用できなかったと見るべきなのか。職員数が少くなればなるほど、もちろん人件費低くなるので良いと評価していいのか。目標数に対して、その数を満たせなかったという事はプラスとして見るべきか、マイナスとみるべきか。本当は４６６人必要なのに、６人少ない４６０人しか採用できなかったとみると、時間外勤務の縮減に関連して、時間外勤務が年々増えていつているのか減っているのか。「職員の数」と「時間外勤務時間」、「職員一人当たりの業務量の増加」の関連性をどのように理解すればよいのか。

総務部長	第3次行政改革大綱の2ページにある職員の定員化適正化計画の進捗状況と記載しているが、これは平成28年4月1日の職員数は466名が目標であったが、それよりも6名職員が少ないということ。職員の定員化適正化計画というのは、最終的に将来の人口や社会情勢を踏まえた職員数となる。今の段階での早急な減少が、ほかのサービスへ及ぼす影響などを考慮すると、本来やるべき事業が出来なくなるといったことが生じる。財政的な面で考えれば、人件費が少なくなるので良いことかもしれないが、組織の中で計画通りに行えていないということについては、良くはないと考えている。当然、職員がそれだけ減少すると、今までなかった業務が増え、職員の健康面や能力という部分で、どうしてもできない部分については、残業もやむを得ないと思う。それらについては、人事課の方で残業がないように、職員の健康管理を十分できるように指導をして進めているが、そういった部分にはやはり情勢が関わってくるのではないかと考えている。
委員	資料3に夏季・冬季の節電対策と記載されているが、具体的な取組にはどうなっているか。
総務部長	節電対策だが、南島原市地球温暖化対策の計画の中で、電気使用量とコピー使用料については削減をしようとしている。電気量においては、庁舎内で、暖房や冷房の温度設定や、クールビズ、ウォームビズに取り組んでいる。以前は暑い日に冷房を強くしていたが、ノーネクタイなどのクールビズに取り組むことで冷房費を抑制している。また、寒い日は暖房を強くするのではなく、ウォームビズとして服を多めに着用することで暖房費を抑制し、その中で業務を行っている。そして、節電対策としては、いらない電気は早めに消すなど、地球温暖化対策の一環として取り組んでいる。
委員	私は、東日本大震災を現地で体験した。東電の原発事故以降、電気が足りず徹底的な節電が必要であった。私の勤務先では、部屋や廊下の電灯を半分外して強制的に節電していた。昼休みは、図書館も事務室も教室も消灯していた。暖房は、定時の1時間前に消していて、1時間は余熱で持つ。冷房も同様。体育の授業を行っているのに、電気をつけたままの教室等あったが、徹底的に電気を消して冷暖房を節約すると月に約20万円節約された。徹底してやれば、できる。最初は少し暗く感じるが、慣れると気にならない。そういった節電の仕方もある。これは家庭もそうで、子供や孫は洗面所の電気はつけっぱなしにしていたり、だれもいないのに部屋の電気がついていたり、TVを誰も見ていないのについていたりしている。そういったちょっとしたことを、子供の時から家庭教育も含めて徹底して行うことが、大事だと感じている。
総務部長	電気のLED化や休み時間の消灯、帰宅時の消灯については、徹底していると思うが、執務時間中については電気をつけておかなければなら

	ない。その他の部分については、なるべく職員にも徹底して地球温暖化防止につながるような努力をしてほしいと話をしてもらいたいと思う。また、環境 I S O 等についても、有馬小学校では、生徒に環境 I S O の認定をしていただいて、毎年環境について節電も含めて、取り組んでいる。これが、他の小中学校にうまく広がっていけばいいのだが、今のところ有馬小学校だけで、環境 I S O について進めてもらっている。
委員	地球温暖化防止に向けた取組の推進について、少し異なることかもしれないが、グリーンカーテンはまた別の話なのか。
総務部長	グリーンカーテンについては、環境課で進めており、3～4 年程前から、パッションフルーツを植えて木陰を作るとしているが、去年は台風等や気温の関係であまり上手く進まなかった。上手くいっている所はあるかもしれないが、全体としては上手くいかなかった。今年も作っていただいて、テストを行うという事で進めているという話は聞いているが、その後の内容については把握していない。できるだけ温暖化防止について、みんなで意識を持とうということから、パッションフルーツの栽培についても、取り組んでいただいている所。
委員	有馬小学校の取組が単体であり、グリーンカーテンについても鈴田峠の有名な方にお越しいただいて、セミナーを開いていただき、加津佐に栽培方法を教えてくださって、吉川小学校の方で取り組んでいられると聞いている。せっかくなので市民が一緒になって自慢ができるぐらいの取組が自然とできて、その中で子供たちが大人の姿勢を見て学んでいくというのをできないのか。お金をかけずにできるというのは、そういった方向なのかと思う。やりたい人がやることは大事にしたいが、何か仕掛けがないかと思う。私は F M ひまわりのパーソナリティをボランティアでやっているの、なるべくそういう所をご紹介したい。広報南島原はすべてお伝えしている形であり、「私もちょっと応募してみますね」となにか連携できないものかともったいない気持ちがある。
総務部長	学校版の I S O あたりがもっと広がっていけばいいが、行事の中で各小学校が取り組むことについて、なにかないのかと思うが、なかなか他のところには広がっていかない。有馬小学校については、既に十数年前から環境 I S O に取り組んでいるが、中学校に広がっていくわけでもなく、ほかの小学校に広がっていくわけでもない。取組に対して、しっかりと教育委員会と市が一緒になって学校側と取り組んでいければ、それに越したことはないと思うが、現状としてはカリキュラムを組んだ中で、なかなかうまくできないのかなと思う。
委員	資料 3 パブリックコメント制度による政策への市民参加について、先ほどの説明の中では、継続・取組終了・変更して継続があると聞いた。パブリックコメントの項目では、パブリックコメント制度が一定程度定着したために、所管課の意向として、この取組を終了するとなっている

	ようだが、必要となった場合は実施するのか。取組を終了としたら、それで終わりという事か。他の項目では、本当に取組を終了するものがある中で、こういった表現でいいのか疑問に思う。
政策班長	パブリックコメント制度としては、今後も続けていく。市民の方々へ周知しなければならない事は、パブリックコメンを通じて、周知していく。集中改革プランに掲載して、強力に推進していく、改革のために掲載するという事はしない。制度は今後続けていく。
委員	必要な場合は、パブリックコメントは実施するという事でよいか。
政策班長	必要な場合は実施する。
委員	窓口業務のあり方について、市民のニーズに沿ったという所で、要望となるが、私が以前いた市では、9時開庁でなく30分早く開庁して、住民票や戸籍抄本といった必要な書類を勤務前にもらうことが出来た。閉庁も30分余裕があり、その間で受け取ることが出来る。住民にとってはとても好評で助かった。それは、市長と町内会長や町内会との懇談会で要望を出し合って、市が配慮していただいたことで実現した。そこで大事なものは、職員の勤務負担になってはならないこと。職員の勤務負担にならない範囲でローテーションを組むなどして、特にニーズのある部署は30分できれば1時間、時間をずらしてサービスを行っていただければ非常にありがたい。住民の時間帯と役所の時間帯が大きくずれている。漁業の方は6時には漁から上がり、農家は5～7時には上がるが、役所は9時にならないと上がらない。サマータイムの導入まで行けば良いのだろうが、住民のニーズや生活実態に合わせた時間で、流動的に役所についても検討してもらえないか。
総務部長	本市においては、8支所ある。より住民サービスの充実に、現在も力を入れている所であるが、本市においては、どちらかという時間と時間が不規則というか会社員の方が少ない。今は8時30分から17時15分まで開庁しているが、この間でほとんどの方がお目見えになる。お勤めの方がどうしても時間内に来れないという事であれば、一報お電話でいただければすべて対処している。例えば6時にならないと来れないとなった場合、職員や当直の職員が全部対応するようにしている。もし、そういった案件があれば、窓口の方に行っていただければと思う。
委員	第4次の取組事項について、冒頭の事務局の説明で第3次と同じ構成と言っていた。ということは、第3次で33項目に取り組んでおり、8項目が取組終了となっていることから、第4次では25項目となるのか。それとも、新たな集中改革プランがあるのか。第4次に全く新たな取組がないというのは寂しい。色々意見が出ているが、例えばAI等を活用した電子自治体の推進は、集中改革として挙げるべきではないのか。

政策班長	第3次行政改革大綱をベースにと考えているが、第3次行政改革大綱の目次のような章立てを考えているという前提。行政改革の具体的な取組については、第3次から引継ぐ分が継続として資料3に記載してある。また、資料2基本項目の方向性の中で、スマート自治体の推進という項目は資料3にはない。今後、スマート自治体の推進についての具体的な取組について、庁内で調査し整理後、次回以降の委員会で協議していただきたいと考えている。第3次集中改革プランをそのまま持つてくるという考え方はもっていない。電子申請をどうするかなどについても、実際に出来るのか出来ないのかを所管課に確認を取り、項目として出させていただくことを考えている。
委員	コロナ対策についても、集中改革として何らかの対策を実行計画として織り込むべきではないかと思う。どういった対策が、集中改革プランにとして取り組むのかといったところは、職員の知恵と工夫でお願いしたい。
委員	職員力の向上にある人事評価の結果は、どのように反映されているのか。
総務部長	人事評価については、既に4、5年前から施行という事で進めており、管理職においては、今年から去年の評価に基づいて、期末勤勉手当に評価を反映している。来年から、職員においても、今年の人事評価に基づいて、期末勤勉手当に反映することとしている。昇給においても、著しく勤務成績が悪いものについては、昇給の際に注意するというように予定している。
委員	職員の中で病休はいるか。学校の中では、精神的に参っている人がいるが、病休の方が何人ぐらいいるのか。
総務部長	いることはいる。よくなったり悪くなったりするため、総体的に考えると何名かはいる
会長	第4次行政改革大綱における基本項目の方向性と第3次集中改革プランからの引継ぎ項目については、この辺で終了する。本日の議題については以上だが、事務局より、本日の会議結果の取り扱いについて説明がある。
事務局	本日、ご協議いただいた議題については、委員の皆さんから頂いたご意見等とともに、市のホームページへ内容と本日の会議の概要を掲載することをお知らせする。
会長	以上で、本日予定していた議事はすべて終了したので、進行を事務局へ返す。